

## 近畿地方所有者不明土地連携協議会規約（案）

## （名称）

第1条 本会は、近畿地方所有者不明土地連携協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

## （目的）

第2条 本協議会は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の制定を受け、所有者不明土地に関する事務に関係する行政機関及び団体が、当該事務について意見交換や情報共有等を行うとともに、連携して、助言、援助等を行うことにより、もって当該事務の円滑な遂行に寄与することを目的とする。

## （協議事項）

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- 一 所有者不明土地問題の解決に向けた助言、事例紹介及び情報共有
- 二 地方公共団体の所有者不明土地探索に関する支援ニーズ、意向等の把握
- 三 所有者不明土地法に関する事務についての助言、事例紹介及び情報共有
- 四 長期相続登記未了土地対策に関する情報共有
- 五 所有者不明土地問題の解決に向けた相談体制（ネットワーク）の構築、相談窓口の設置
- 六 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

## （構成員）

第4条 本協議会は、別表1に掲げる行政機関及び別表2に掲げる協力団体により構成する。

- 2 行政機関は、所有者不明土地法に関する事務を所掌する行政機関その他総会で認められた者とする。
- 3 協力団体は、前項に規定する事務に関係する団体であって、本協議会の活動に賛同し、協力する者とする。

## （会長）

第5条 本協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、国土交通省近畿地方整備局長をもってこれに充てる。
- 3 会長は、会務を統括し、本協議会を代表する。
- 4 会長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、

その職務を代行する。

(総会)

第6条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、それぞれ行政機関及び協力団体をもって構成する。

- 2 通常総会は、年度毎に会長の定める時期に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。
- 4 会長が必要と認めるときは、行政機関及び協力団体以外の者に総会への出席を求めることができる。
- 5 臨時総会は、必要に応じて書面により開催することができる。
- 6 本規約の改正並びに行政機関及び協力団体の加入又は脱会、その他本協議会の会務に関する重要な事項については、総会において出席者の総意をもって決定する。

(幹事会)

第7条 総会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3に掲げる者をもって構成し、座長がこれを主宰する。
- 3 座長は、近畿地方整備局用地部長をもってこれに充てる。
- 4 幹事会は、座長が必要と認めるときに開催する。
- 5 幹事会は、必要に応じ、書面により開催することができる。
- 6 幹事会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
  - 一 本協議会の会務内容の調整及び執行に関する事項
  - 二 総会に報告する事案に関する事項
  - 三 総会が幹事会に委任した事項
  - 四 作業部会の設置及び解散に関する事項
  - 五 前各号に掲げるもののほか、本協議会の会務に関する事項
  - 六 幹事の変更等幹事会の会務に関する事項
- 7 座長に事故等があり職務を遂行できないときは、あらかじめ座長の指名する者が、その職務を代行する。

(作業部会)

第8条 幹事会は、第3条各号に掲げる事項を処理するため、作業部会を設置できる。

- 2 作業部会の運営等に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

(事務局)

第9条 本協議会の事務局は、近畿地方整備局用地部用地企画課に置く。

- 2 事務局長は、近畿地方整備局用地部用地企画課長をもってこれに充てる。

3 事務局は、本協議会運営のための事務を行う。

(その他)

第 10 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

2 本協議会は、委託業務の協議や調整を行わない。

附 則

この規約は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

別表1 近畿地方所有者不明土地連携協議会 行政機関

行政機関名	登録官職名	備考
国土交通省近畿地方整備局	局長	会長
法務省大阪法務局	局長	会長代行
福井県	土木部長	
滋賀県	土木交通部長	
京都府	建設交通部長	
大阪府	都市整備部長	
兵庫県	県土整備部長	
	まちづくり部長	
奈良県	県土マネジメント部長	
	地域振興部長	
和歌山県	県土整備部長	
京都市	行財政局資産活用担当局長	
	都市計画局長	
	建設局長	
大阪市	契約管財局長	
堺市	建設局長	
	建築都市局長	
神戸市	行財政局長	
	住宅都市局長	

別表2 近畿地方所有者不明土地連携協議会 協力団体

協力団体名	備考
日本行政書士会連合会近畿地方協議会	
近畿司法書士会連合会	
日本土地家屋調査士会連合会近畿ブロック協議会	
近畿不動産鑑定士協会連合会	
(公社) 福井県不動産鑑定士協会	
近畿弁護士会連合会	
福井弁護士会	
(一社) 日本補償コンサルタント協会 近畿支部	

別表3 近畿地方所有者不明土地連携協議会 幹事会

行政機関名	幹事名	備考
国土交通省近畿地方整備局	用地部長	座長
	建政部長	
法務省大阪法務局	民事行政部長	
福井県	土木部土木管理課長	
滋賀県	土木交通部監理課用地対策室長	
京都府	建設交通部用地課長	
大阪府	都市整備部用地課長	
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課収用委員会担当参事	
	県土整備部土木局用地課長	
	県土整備部まちづくり局都市政策課土地対策室長	
奈良県	県土マネジメント部用地対策課長	
	地域振興部地域政策課長	
和歌山県	県土整備部県土整備政策局用地対策課長	
	県土整備部都市住宅局都市政策課長	
京都市	行財政局資産活用推進室資産管理課長	
	都市計画局まち再生・創造推進室空き家対策課長	
	建設局道路建設部用地課長	
大阪市	契約管財局用地部審査課長	
堺市	建設局用地部用地第一課長	
	建築都市局都市計画部都市計画課長	
神戸市	行財政局資産活用部資産活用課長	
	住宅都市局計画部空家空地活用課長	